



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2026年4月23日(木)

令和8年4月開始事業年度から 防衛特別法人税がスタート！

令和8年4月より防衛特別法人税が導入

既にニュースなどでお聞き及びかもしれませんが、令和8年4月1日に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税がスタートします。この税金は、法人税の額を課税標準として課される国税（いわゆる法人税の付加税）であり、法人税の課税対象となるすべての法人に対して課されます。

納税義務者	各事業年度の所得に対する法人税が課せられる法人
税額計算	(基準法人税額一年500万円) × 4%

基準法人税額とは、所得税額控除などの税額控除を控除する前の金額となります。

法人税申告書の様式も変わります

防衛特別法人税は、原則として各事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、この税については、赤字であるため基準法人税額がゼロとなる場合や、基礎控除額（年500万円）を控除することで税額がゼロとなる場合であっても税額欄に「0」と記載して申告する必要があります。

ただ、法人税の確定申告書「別表一」の様式が変わり、「防衛特別法人税」を記載できるような「別葉」が追加されていますので、新様式の申告書に従って記載していくこと

になります（令和8年3月以前に開始した事業年度については、この「別葉」には数字を記載せず申告します）。

会計処理は「地方法人税と同じ」

企業会計基準委員会（ASBJ）は、実務対応報告で、防衛特別法人税の会計処理について、地方法人税と同様に取り扱うと示しています（PLは法人税等、BSは未払法人税等）。また、大企業などが税効果会計を適用する場合には、実効税率の計算や繰延税金資産等の回収可能性の検討時に、防衛特別法人税の税率を加味することになります。

中小法人は所得が約2,400万円から課税

資本金1億円以下の中小法人の場合、法人税の軽減税率（所得が年800万円以下の部分が15%課税）が適用されることを考えると、基準法人税額が500万円を超える所得は、概ね2,400万円ぐらいとなります。

制度導入初年度は中間申告なし

なお、制度導入初年度の中間申告の必要はありません。令和9年4月以後に開始する事業年度から、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税について、中間申告書を提出する必要があります。



申告書の新しい様式
や書き方に少し注意
しましょう